# 第39,40回合同会合における主な意見への対応の方向性について

令和3年8月24日

経 済 産 業 省

環境省

分類		主な意見	対応の方向性(案)
1. 家電リサイ クル法の運用		○対象品目の追加について ・有機ELテレビや家電4品目に限らず、多くの家電が不法投棄されている。対象品目の拡大(有機ELディスプレイ方式のテ	
対象品目	1	た電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーターのほか、市町村による再商品化が困難で、温室効果が高い冷媒ガス類等を使用した除湿器等の製品等)を前広に検討して頂きたい。 ・家電リサイクル法の対象品目の4要件については、脱炭素への早急な対応やインターネット通販等の拡大など、社会情勢や	なお、前回見直し時に引き続き検討するとされた当該3品目について、 環境省実施の調査結果も踏まえ、法律上の該当性を検討した結果、いずれ も4要件のいずれかを満たさず、該当と判断することは困難と考えられる。 (再商品化等の必要性・経済性の制約と、小売業者による配送と収集の合 理性の要件を満たすことが困難。【別紙1】)
	2	フロン法及び家電リサイクル法でカバーできていない製品への対応を検討すべき。	フロン排出抑制法と家電リサイクル法の関係及び廃棄実態を整理し、 対応を検討していく。
		家電リサイクル対象品の付属品について、回収を可としていただきたい。 テレビ → テレビ台 衣類乾燥機 → ユニット架台 エアコン → 室外機置台、等	実情を踏まえ検討していく。
再商品化	4	廃家電から再生された資源が、どの程度家電に再生材として 使用されているのか、定量的に示せると良い。消費者の製品 選択においても有益な情報となるのではないか。	家電リサイクルにおいては、基準以上の再商品化が実施されており、新しい資源の使用抑制に取り組んでいるほか、製造業者も再生材を活用するなどサーキュラーエコノミーを意識した取組も行われているところ、更に推進できないか検討したい。

分類	主な意見	対応の方向性(案)
1. 家電リサイクル法の運用	POSシステム等も踏まえ、家電リサイクル券面に個人情報を記載 ⑤ せずとも小売業者で当該情報を管理することが可能な場合のリサイクル券における記載事項の省略を検討すべき。	
家電リサイクル券	家電リサイクル券の電子化は、DX推進の一部分である。家電リサイ クル券の話に閉じるのではなく、資源循環全体で共有・活用できる ような考え方を整理した上で、資源循環の一部として家電リサイク ル券の検討をして頂きたい。	
リサイクル料金	・既存の仕組みでは、ガラストップ冷蔵庫のような、リサイクルに手間のかかる製品であっても、リサイクル料金は上がっていない。 リサイクルしにくい製品であれば、リサイクル料金を上げるべきではないか。 ・大型パネルテレビのように、ガラスが多く使われている製品では逆有償で出荷されるため、リサイクル料金を上げることも検討するべきではないか。	一部の製品のリサイクル性低下による再商品化等費用の上昇が再商品化等料金の上昇につながるかは、専ら個々の製造業者等の判断によるものであり、料金の低減化に努めてきた一般的な方向性を十分に踏まえ、消費者の理解を得られるものかどうかについて状況を注視していく。

分類	主な意見	対応の方向性(案)
1. 家電リサ イクル法の運 用	<後払い(現行)とすべき> ・前払いの場合は税金について整理が必要と考えられる。 ・前払い方式に変更する場合、後払い方式が併存する可能性もあり整理が必要で	
料金制度	ある。 ・前払いの場合は運営や管理のコストの増加が想定される。 ・料金徴収方式の変更は、既存の制度では直面する社会課題(不法投棄等)が解決できないという共通認識が、社会に広がったときに行うべきではないか。必ずしも前払い方式が、不法投棄等の減少に直結するとは断定できない。不法投棄等に関しては、別の角度からも合わせて検討するべきではないか。 <前払いとすべき> ・前払いになっていれば、適切にリサイクルする方向に消費者が動くのではないか。  ・不法投棄された廃家電4品目のリサイクル料金は回収でき、不本意な税金使用の抑制や不法投棄された小売業者や土地の所有者等の費用負担が軽減される。 ・排出時のリサイクル料金の支払いを避けようとするために行う違法な不用品回収業者等への引渡し等が抑制され、家電リサイクル法ルートの回収率、ひいてはリサイクル率の向上が期待できる。 ・前払いの場合について、徴収した料金をどのタイミングでのリサイクル料金に充当するのか、収集運搬料金を含むのか含まないのか、料金は製品価格に内部化するのかしないのかを整理して、コストも含むメリットデメリットを比較して検討する必要があるのではないか。	再商品化等料金の支払い方式については、家電リサイクル法の根本に関わる論点であり、経済的な影響等も含め、様々な観点から議論が必要ではないか。 今回と次回において、事務局より議論に資する資料を整理しご議論いただきたい。
2. 不法投棄について	9 不法投棄として報告されている台数は一部であるという指摘があった。行政が回収できていない不法投棄台数がどの程度あるのか把握できないのか。	【別紙2】参照。
	・不法投棄された廃家電4品目の撤去・運搬費用やリサイクル料金等については、本来、不法投棄した者が支払うべきものを、市町村がほぼ全額を税金により肩代わりして負担している。このことは、本来、住民(納税者)の理解が得られないばかりではなく、リサイクル料金の負担の公平性にも欠け、結果的に不法投棄した者が得をし、真面目にリサイクル料金を負担した方が損をするような状況をつくり、家電リサイクル制度の根幹を揺るがすことにもつながりかねない。・不法投棄者が得をするような形にならない方策を講じるとともに、市町村の負担軽減を図っていただきたい。・市町村が実施する不法投棄未然防止等の取組に対する製造業者等の支援の継続・充実を図っていただきたい。加えて、国費による財政措置など、新たな財政支援を創設していただきたい。	・一般財団法人家電製品協会が、家電4品目の不 法投棄未然防止事業の構築に積極的に取り組む自 治体を対象に、一定の費用を製造業者等が助成す る事業を実施している。 ・平成28年4月からは、市町村の費用負担軽減を 図るため、不法投棄された家電を市町村が回収し た場合、廃棄物処理法に基づいてリサイクルプラントへ直接搬入できる仕組みを運用している。 ・環境省では、違法回収業者対策として、平成28 年度より、市区町村職員向けセミナーにて取締能 力向上のためのセミナーを行っており、引き続き、 対策に資するため市区町村への支援を行っていく。3

分類		主な意見	対応の方向性(案)			
3. 回収体制について						
指定引取場所	11)	指定引取場所数の拡大など、消費者が排出しやすい環境の整備 を検討頂けないか。	指定引取場所の配置については、地域ごとの事情の違い(都市部では 繁忙期対策、地方では収集運搬の長時間化等)を勘案して、改善策や代 替案の検討を行っていく。			
	(12)	収集運搬業者敷地内での積み替え保管を可とするなど指定引き取り場所(SY)の長期休業に対応する対策を講じていただきたい。	積替え保管については、収集運搬業者の積替保管の許可を取得すれば可能であり、取得している又は取得手続きを進めている事業者があると承知している。			
義務外品	(13)	義務外品の回収体制構築は進めていくべきだと認識しているが、小規模の市町村においては回収体制の構築が難しい。国の方でも検討頂けないか。	これまで構築してきた義務外品回収体制を維持・発展させていくことが重要であり、高齢化等、社会動向と排出行動の変化にも注視しながら対応を検討していく必要がある。 今後、市区町村へのアンケートで、市区町村が具体的にどの要件を満たしているのかを調査することで、義務外品の引取台数との比較分析を行うなど、義務外品の回収体制を発展させていくための検討をしたい。			

分類		主な意見	対応の方向性(案)			
義務外品	14)	モールサイトに出店している小売業者や個人間取引の仲介業者等を経由しての家電4品目の購入が拡大しており、消費者(排出者)から見て、購入した小売業者がわかりにくいことなどから、今後、義務外品の急増が懸念される。こうした販売方法・購買行動の多様化等に対応し、安定した家電4品目の回収を維持していくため、小売業者が自ら過去に販売した対象機器等にとどまることなく広く引き取ることや、資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクル制度の製造業者等による自主回収のような仕組みなど、消費者(排出者)が排出しやすい環境を整備していただきたい。	これまで構築してきた義務外品回収体制を維持・発展させていくことが重要であり、高齢化等、社会動向と排出行動の変化にも注視しながら対応を検討していく必要がある。			
EC事業者	15)	インターネット通販等で購入した小売業者が遠方にある場合など、購買行動の多様化等に見合った、小売業者の引取義務がしっかり果たされるような仕組みを構築していただきたい。	インターネット販売事業者・通信販売事業者により、適切に引取義 務・引渡義務が果たされるよう、合同会合での指摘も踏まえ、周知や行 政指導の方法等について検討を行っていく。			
4. エアコン の回収率向 上について	16	・エアコンの回収率を向上し、フロン回収を徹底することで、地球温暖化対策を進めて頂きたい。 ・エアコンの回収率を向上し、家電リサイクル法ルートで処理される廃エアコンを増やすべきである。静脈サイドからヤード規制を強めることなどが考えられるが、静脈サイドは不明瞭な部分も多い。産廃業者によって処理されている情報も、可視化されていない部分が多いため、実態を調査し、対策を検討していくべきではないか。 ・回収率向上のために実施する普及啓発では、幅広い人から意見を聞き、効果的な方法を検討して欲しい。	ご指摘を踏まえ、とりわけエアコンの回収率向上のための対策について、検討会を立ち上げて検討していく。具体的には、違法回収業者、ヤード業者、産業廃棄物処分業者の実態調査・現状把握を行うとともに、それを踏まえた効果的な対策を検討の上実施していく。			

分類		主な意見	対応の方向性(案)			
	17)	○長寿命化・リユースについて ・今使用している製品を修理をするなども含め長く使う仕組みを検討 する必要があるのではないか。 ・リユースを推進すべき。リユース品の需要は一定数あると思われる ため、リユース市場が定着すると良いのではないか。	EUなどの国際的な動向も踏まえつつ、サーキュラーエコノミー全体として検討していく必要があると考えている。			
5. サ ー キュラー エコノロ		バイオマスプラスチックが家電に使用された場合、リサイクルにはど のような影響を及ぼすのか。	バイオマスプラスチックは、現在の家電にはあまり使用されていないが、今後、サーキュラーエコノミー全体としての方向を検討したい。			
ミーサクル	(18)	DfEによって、リサイクルコストの削減が進んでいると思われる。 DfEの進捗によって、どの程度のコスト削減に寄与したかを示す資料 はあるか。	リサイクルコストの削減は、一概にDfEによるものとは言えないが、DfEの進捗がコスト削減に寄与していることは事実である。今後もDfEの検討を続けつつ、サーキュラーエコノミー全体としての方向を検討したい。			
		・再生品を家電に用いる場合には、再生品という付加価値を付けることで、サーキュラーエコノミーを推進できると良いのではないか。 ・家電と小型家電で排出方法が異なることは、消費者にとっては複雑である。小型家電も含めた「家電」全体でのサーキュラーエコノミーを考えるべきではないか。	家電リサイクルでは、基準以上の再商品化が実施されており、新しい資源の使用抑制に取り組んでいるほか、製造業者も再生材を活用するなどサーキュラーエコノミーを意識した取組も行われているところ、更に推進できないか検討したい。			

分類	主な意見	対応の方向性(案)
6.その他	違法な不用品回収業者やヤード業者による回収や引取り等により、相当数 の廃家電4品目が家電リサイクル法ルート以外の処理ルートで処理されて	
違法な不 用品回・ 業者 ヤード業 者対策	おり、本制度の信頼を著しく損なっているばかりか、回収率の向上やリサイクル料金の負担の公平性等の面からも問題がある。また、これらの違法業者による不法投棄や不適正処理も指摘されているところであり、実効性のある対策が必要である。対策の実効性が確保されるよう、警察による取締りや法的規制の更なる強化など、抜本的に対策を強化していただきたい。	
有害使用 済機器	⑩ 有害使用済機器保管等届出制度は位置づけが不明瞭な部分もあるため、実態把握を合わせて行って頂きたい。	上述の回収率向上のための検討会において、有害使用済機器保管等 届出事業者の実態把握を行い、それを踏まえて対策を検討していく。
収集運搬 許可	家電リサイクル対象品のみを運搬している業者は、産業廃棄物収集運搬を業としているわけではなく、お客様にご購入いただいた家電製品を配送することを業としている。 産廃収集運搬に関する知識が必要という要件であれば、「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の終了をもって要件としていただきたい。	廃家電については、廃棄物としての不適正な処理を避けるために、 許可業者による収集運搬が必要と考えております。このため、製造 業者等の再商品化等においても、廃家電の運搬を行う事業者に対し て、廃棄物の収集運搬許可に準じた大臣認定を行っているところで す。実情も踏まえつつ慎重な議論が必要と考えています。

## 品目追加の検討について

◆家電リサイクル法の対象となる製品は、法律上、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であって、以下の4要件を全て満たすものとして政令で定めるものとされている。

#### ①自治体による処理困難性(法第2条第4項第1号)

市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの

※容積・重量が大きい、有害物質等を含有している、組成が複雑等。

#### ②再商品化等の必要性が特に高く、経済性の制約が著しくない(法第2条第4項第2号)

当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

※金属含有量、廃棄量等から勘案してリサイクルを実施する必要性・経済性があるか。

#### ③環境配慮設計の効果(法第2条第4項第3号)

当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの

※メーカーにリサイクル義務を課すことで環境配慮設計の促進が可能な製品。構造が単純であったり、原材料等の選択の余地がないなど製造段階で、 その再商品化等の難度に大きい影響を及ぼすような取組が行いにくいと考えられる機械器具は、本法律の対象としない。

#### ④小売業者による配送と収集の合理性(法第2条第4項第4号)

当該機械器具の小売販売(事業者への販売を含み、販売を業として行う者への販売を除く。以下同じ。)を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となったものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの

※家庭用機器の購入者がその機器の購入に際し、多くの場合自ら持ち帰らず、小売業者が配送(及びその機器の使用場所への搬入まで)を行っていること、また、小売業者が個々の家庭まで配達している結果、小売業者による使用済み製品の合理的かつ効率的な収集の実態が存在しているもの。

## 品目追加の検討について

◆ 家庭用電気・電子機器で、前回見直し時から引き続き検討することとされていた、電子レンジ、オイルヒーター、マッサージチェアーについて、家電リサイクル法の4要件に該当するか調査を行った(「リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進業務」における2020年環境省調査)。

◆ 調査結果も踏まえ、法律上の該当性を検討した結果、いずれも4要件のいずれかを満たさず、該当と判断することは困難と考えられる。

◆ 調査結果も踏まえ、法律上の該当性を検討した結果、いずれも4要件のいずれかを満たさず、該当と判断することは困難と考えられる。 (2再商品化等の必要性、経済性の制約と、4小売業者による配送と収集の合理性を満たすことが困難。)							
	1 処理困難性	2 再商品化等の必要性・経済性	3 環境配慮設計の効果	4 小売配送 収集の合理性	備考		
電子レンジ	大型の製品の一部は 処理困難 ・大きさ・重量は様々 (約10kg~50kg)あり、 処理困難性、処理可 能性が多様。	比較的制約が少ない ・国内出荷台数約320万台(2012年)、(2018年では約340万台)で、金属が組成の約70%	家電4品目に比べ相対的に小・小型、単機能なレンジの処理工程ではシュレッダー処理が占める割合が大きく、その効果は家電4品目に比べて相対的に小さい可能性がある。	小売業者による 新品の配送率: 約48% 家電4品目に比 べ低い。 (n=35,710)	販売価格が低い商品も多く、 消費者にリサイクル料金の 負担を求めることが難しく、 また、配送比率も低いため、 引取義務を課された場合、 小売業者の負担が大きい。		
オイル ヒーター	危険性の観点で懸念 ・家電4品目に比べて 比較的軽い商品が多い(3kg~18kg)ものの、 機器内部に難燃性の 油を含んでいる。	比較的制約が大きい ・鉄の構成比率は約70% ・年間約300万台以上出荷、回収される家電4品目に比べると出荷、回収台数が少ないことが見込まれ、効率的なリサイクルが困難(2012年で国内出荷台数約20万台)。	一定の効果あり・製品構成は比較的単純であるが、難燃性の油が含まれる等の理由から、設計・部品の選択が再商品化に影響を及ぼす。	約51% 家電4品目に比 べ低い。 (n=4,055)			
マッサージ チェアー	粗大性・破砕処理困難性が高い・スプリングやウレタンを含み破砕困難が多い。	効率的なリサイクルが困難 ・金属(鉄)比率が高くなく、十分な回収量が見込めず、リサイクル体制構築のコストが高くなり、効率的なリサイクルが困難。 ・家電4品目に比べ、国内出荷台数が少なく、回収台数が少ないことが見込まれる。(2020年で国内出荷台数約30万台以下程度)。	一定の効果あり・製品構成が比較的複雑であり、設計・部品の選択が再商品化に影響を及ぼす。	約85% 家電4品目と同 等。 (n=3,501)	特段、有害物質は含まれて おらず、各自治体が小型家 電リサイクルの認定事業場 を指定して広域的に処理す る方が効率的。		

<sup>※</sup>本調査は(株)マクロミルのインターネットアンケート登録モニター(20歳以上)を対象としている。全国を8ブロックに分割し、地域別の人口分布に合わせてサンプルを抽出。サンプル数は40,000件。

<sup>※</sup>nは調査に回答した消費者数。製品の入手先として回答のあったものは、家電量販店、ホームセンター、地域電機店、通信販売・ネット販売等。

<sup>※</sup>本調査における家電4品目の配送率は以下のとおり。

液晶・プラズマテレビ:69.5%(n=33,315)、エアコン:91.3%(n=31,515)、冷蔵庫・冷凍庫:93.5%(n=36,292)、洗濯機・衣類乾燥機:92.6%(n=34,990)

- 全国の市町村に実施した調査※では、令和元年度における、私有地・管轄外等のため行政では回収していない(未回収又は別主体が回収した)件数及び台数(4品目合計)は934件、2,057台であった。
- ※市区町村に対し、アンケート調査により、「行政で回収された不法投棄された廃家電(4品目)の台数」と「不法投棄された廃家電(4品目)のうち、私有地・管轄外等のため行政では回収していない(未回収または別主体が回収した)件数および台数(4品目合計)」について回答を依頼し、回答いただけた情報を整理したもの(令和元年度の不法投棄回収台数のデータを取得している 1,722 市区町村に対して聴取し、件数は 1,353 市区町村、台数は 1355 市区町村が回答)。なお、回答いただいた件数及び台数は市区町村で認知されている不法投棄の一部を表したものであり、これ以外にも市区町村で認知されていない不法投棄が存在していることに留意が必要。

### 私有地・管轄外等のため行政では回収していない件数・台数

担託	件数 [件]	台数 [台]	市・区		町		村	
場所			件数[件]	台数[台]	件数[件]	台数[台]	件数[件]	台数[台]
ごみ収集場所 (ステーション等)	250	339	32	44	203	277	15	18
空き地(官有および民有)	151	571	71	132	70	413	10	26
都市公園	3	3	1	1	0	0	2	2
山林·森林公園·林道上	135	336	67	240	62	77	6	19
耕作地・農道・ため池・農 水路	32	93	13	28	15	53	4	12
その他道路上(公道および私道)	78	142	22	36	38	80	18	26
河川敷·海岸·湖沼	27	42	17	30	9	11	1	1
その他/場所不明	258	531	32	176	34	149	192	206
計	934	2,057	255	687	431	1,060	248	310